

事前相談

届出

協議

工事着手

着手届

完了届

(1) 届出の流れ

■計画段階で事前にご相談ください。

なお、事前相談の際には、川崎市景観計画に配慮した建築計画を作成し、持参してください。

【景観法第16条第1項】

■届出を要する行為

建築物の新築、増築、改修若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

工作物の新設、増築、改修若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更



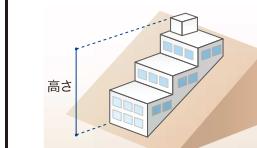
【都市景観条例第13条】

■届出の対象となる規模

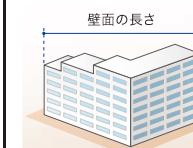


対象		A) 高さ	B) 壁面の長さ	C) 構造等
対象		建築物／工作物	建築物のみ	工作物のみ
市街化区域	第1種高度地区	10m超	30m超	【橋梁※1】橋長が100m超 又は 【鉄道駅※2】高架鉄道の駅 又は橋上駅の施設のうち 外壁又はこれに相当する 工作物
	第2種高度地区	15m超	50m超	
	第3・4種高度地区	20m超	70m超	
	高度地区指定なし	31m超	70m超	
市街化調整区域		10m超	30m超	

(図解)



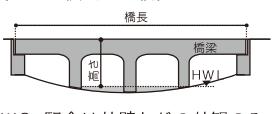
※建築物が周囲の地面と接する位置の平均高さにおける水平面の高さとする。ただし、建築物が周囲の地盤と接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの見付の高さとする。



※一棟とみなされる建築物の最も長く見える見付の壁面の長さとする。



(河川を横断する橋)



※2: 駅舎は外壁などの外観のみ

※ガラス面の内側からの展示物(窓裏広告)は、建築物等の一部として扱い、届出対象とする。

- 「川崎市景観計画第3章 良好的な景観の形成に関する方針」との整合について
- 「川崎市景観計画第4章 良好的な景観の形成に関する行為の制限」への適否について

行為の制限に適合する → 工事着手

行為の制限に適合しない → 劝告 【景観法第16条第3項】
変更命令 【景観法第17条第1項】



【景観法第18条】

- 届出受理後、30日を経過した後でなければ、工事着手できません。

※最大90日まで延長する場合があります。

※届出した後、協議を終え、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、30日の期間を短縮することができます。



【都市景観条例第23条】

- 外壁の塗装その他外観の仕上げ工事着手の際、外観の仕上げに使用する材料を用いた外壁等の見本を添えて届出してください。



届出時に既に見本を提出している場合は省略が可能です。

【都市景観条例第24条】

- 届出した行為を完了したとき、又は中止したときは、届出が必要です。



※届出をしなかった場合、命令に違反した場合などは、景観法に基づく罰則が適用されます。